

新エネ・省エネ設備等導入促進資金(特別型)チェックリスト

①要件チェック

対象となるもの

※裏面参照

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 本体と付帯設備(架台、蓄電装置など) | <input type="checkbox"/> 周囲を囲うためのフェンス、防犯カメラ |
| <input type="checkbox"/> 設備設置に係る工事費 | <input type="checkbox"/> 電線接続工事負担金 |
| 【土地に設置する場合】 | 【屋根に設置する場合】 |
| <input type="checkbox"/> 土地改良(該当面積のみ) | <input type="checkbox"/> 屋根強度を補強するために必要な補修費用 |

②提出書類チェック

共通事項

※ 下記の「金利」を参照してください。

【必須事項】

- 静岡県中小企業向け制度融資制度資金申込書(様式第1号)
※令和元年5月より「金融機関担当者」欄などを追加しました。
提出の際は上記の欄がある最新の様式をご利用ください。
- 見積書 ※契約前のお見積書を添付してください。
- 設備の型番(パンフレット等)、設置場所(地図等)がわかる資料(見積書に記載がある場合省略可)
- 決算書 直近2年分
(貸借対照表、損益計算書、(販売費及び一般管理費、製造原価報告書を含む)、株主資本等変動計算書、個別注記表)
※ 税務申告書のすべての写しを添付する必要はありません

【保証協会の保証を付ける場合】

- 保証承諾書類一式
- 信用保証協会事前内諾書(事前内諾を受けた場合のみ)
↑ここにチェックを入れた場合、申込書(様式第1号)の申請日は協会へ事前申込をした日付を記入してください

【保証協会の保証を付けない場合】 ※ 発行後6ヶ月前までの書類を提出してください。

- 商業登記簿謄本の写しまたは定款の写し ※登記情報提供サービス不可、必ず登記官の印があること
- 納税証明書(原本) ※下記の「納税証明書発行場所」参照。最新の決算期が記載があるもの。
- 印鑑証明書(原本)

【必要な許認可がある場合】

- 許認可書の写し

金利(固定金利のみ)

| | | |
|-------|---------|--|
| 基準金利 | 2.07%以内 | ※融資利率以上の利子補給率を設定することはできません。 例 基準金利 1.00%の場合 正: 融資利率:0.5% 利子補給率:0.5% 誤: 融資利率:0.33% 利子補給率:0.67% |
| 融資利率 | 1.4%以内 | |
| 利子補給率 | 0.67%以内 | |

納税証明書(静岡県)発行場所

※「静岡県」の事務所になります。

| 事務所名 | 住所 | 連絡先 |
|---------|------------------------|--------------|
| 下田財務事務所 | 下田市中531-1 下田総合庁舎3階 | 0558-24-2012 |
| 熱海財務事務所 | 熱海市水口町13-15 熱海総合庁舎 | 0557-82-9056 |
| 沼津財務事務所 | 沼津市高島本町1-3 東部総合庁舎 | 055-920-2013 |
| 富士財務事務所 | 富士市本市場441-1 富士総合庁舎 | 0545-65-2112 |
| 静岡財務事務所 | 静岡市駿河区有明町2-20 静岡総合庁舎 | 054-286-9112 |
| 藤枝財務事務所 | 藤枝市瀬戸新屋362-1 藤枝総合庁舎 | 054-644-9116 |
| 磐田財務事務所 | 磐田市見付3599-4 中遠総合庁舎東館2階 | 0538-37-2206 |
| 浜松財務事務所 | 浜松市中区中央1-12-1 浜松総合庁舎1階 | 053-458-7123 |

※ 裏面に「よくある質問」を掲載しています。

新エネ・省エネ設備等導入促進資金(特別型)チェックリスト

よくある質問

Q1 給与所得者(個人)が副業として売電事業を実施する場合に利用はできますか。

A1 原則として利用できません。
ただし、確定申告における事業収入が全収入の50%以上に及ぶ場合は個人事業者とみなし、対象となります。

Q2 電線接続工事負担金は対象となりますか。

A2 対象となります。
電線接続工事費負担金については、一般的に見積書の発行をしていないことから、契約後に発行される「工事費負担金に関する請求について」による申請も可能です。
また、諸経費に含めるなど、見積書に含めている場合でも対象となります。

【参考】

当資金の対象とならないものは下記のとおりです。
下記の経費が計上されていた場合、見積書からの削除または自己資金にて対応してください。

対象とならないもの(例)

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 土地取得費 | <input type="checkbox"/> 国、県等への申請手続費用(登記費用、農転費用など) |
| <input type="checkbox"/> 該当部分面積以外の土地改良費用 | <input type="checkbox"/> 建物建設費 |

Q3 設備は制度融資申込以前に契約しても制度融資の対象となりますか。

A3 原則として対象になりません。
ただし、静岡県信用保証協会による保証内諾を受けている場合は対象になります。
その場合、保証内諾の日付を県制度融資申込書(様式第1号)の保証承諾日欄に記載するとともに、信用保証協会からFAXで受領した内諾書を必ず添付してください。

③融資条件チェック

- 融資限度額 : 1億円以内
- 融資期間 : 10年以内
- 措置期間 : 1年以内
- 償還方法 : 元金均等月賦償還 または 元利金等月賦償還
- 資本金等 : 下記表の資本金及び従業員数のいずれかを満たしている

| 申請者業種 | 業種 | 資本金 | 従業員数 |
|-------|--|-----------|--------|
| | 製造業・建設業・運送倉庫業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| | ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。) | 3億円以下 | 900人以下 |
| | 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| | 小売業・飲食店 | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| | サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| | ソフトウェア業又は情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| | 旅館業 | 5,000万円以下 | 200人以下 |
| | 協同組合等(事業協同組合・農協等、協業組合、商工組合・商店街・酒造 など) | — | — |